

第5回小田原市市民活動推進委員会 会議録

1 日 時：平成24年4月23日（月）15時00分～17時15分

2 場 所：小田原市役所 601 会議室

3 出席者：前田委員長、工藤副委員長、有賀委員、石川委員、川久保委員、栢沼委員、神馬委員、二見委員、穂坂委員

事務局：山崎地域政策課長、小川副課長、小澤主任、木村主事補

4 配布資料：・次第

- ・資料1 市民活動応援補助金報告会の開催方法について
- ・資料2 市民活動応援補助金報告会の進め方（案）
- ・資料3 「協働推進の指針」～市民活動団体と小田原市の協働のガイドライン
- ・資料4 協働を進めるためのガイドライン（平成23年度版）
- ・資料5 協働推進にむけて（工藤委員作成資料）
- ・資料6 協働推進に向けた提言（神馬委員作成資料）
- ・資料7 平成24年度小田原市行政提案型協働事業応募の手引き

5 会議内容

■ 委員の委嘱

小田原市自治会総連合から推薦されていた神保伸夫委員が、連合会長を退任されたため、新たに推薦いただいた栢沼行雄氏に市長から委嘱がされた。

■ 開会

委員長：ただいまから、第5回小田原市市民活動推進委員会を開会する。本委員会の会議は、原則公開となっているのでご承知おきいただきたい。

議事に入る前に、事務局から配布資料の確認をお願いします。

（事務局 配布資料の確認）

■ 議題（1）市民活動応援補助金報告会の実施方法について

委員長：それでは議事に入る。（1）市民活動応援補助金報告会の実施方法について、資料に基づき、事務局から説明をお願いします。

（事務局 資料1、2により説明）

委員長：各委員から質問・意見があったら、お願いしたい。

副委員長：開催時間を夕方からにするなど変更は可能か。

事務局：開催にあたり、ニーズが多いであろう平日の夜間と休日の日中で検討したが、前年度は平日夜間に実施し、多くの方に来場いただけたことから、この時間で提案させていただいた。また、開催時間は仕事をされている方のことを考えると18時30分より早くすると参加しにくいと考えるため、この時間をスタートとしたい。

委員長：今回の報告会は平成23年度の補助団体に発表していただくが、募集の際に報告会への参加を義務化していなかった。平成22年度の報告会も同様であった。ついては、報告会での発表は任意のため、事務局からお願いしてもらうことになるので全団体に参加いただけるか分からない。こういった形で行うのは初めてのため、多少試行的部分があっても仕方がないと考える。平成24年度の補助団体には募集時に義務化しているので、それも見据えて開催したい。

委員：発表団体のアピールにもなるので、できる限り全団体が参加できる形で実施してほしい。

事務局：できる限りそのようにしたい。

第4期の市民活動推進委員会報告書において、評価と審査の視点から報告会をしっかりとやっていった方が良いという御意見をいただいているので、委員長の指摘のとおり平成24年度の補助事業から報告会を義務化している。

副委員長：毎年報告会には参加している。報告会には、市民活動に直接かかわっていない人も来るので、ブースを分けると、観客数が少ないブースが出る可能性がある。そうすると発表者は発表の充足感がなくなってしまう。参加者がすごく多い報告会であればブース形式のやり方もいいのではないかと思うが、例年位の人数だとまばらなブースもできてしまう恐れがある。

これは一つの案だが、県の助成制度の説明会を17時30分～18時位の開催にして、この部分に興味のある方は早めに来ていただく。来年度以降、報告会を充実させていくことを考えれば報告にあたる部分を長くして、一つの会場で皆が同じ発表を聞くというプレゼンテーション形式で行ったらどうか。

事務局：事務局でもいろいろなシミュレーションをしてみた。案の1だと1団体の発表時間が3～4分程度になってしまう。質問時間も設けた方が良いという委員から意見も寄せられおり、1団体10分位の時間は取りたい。今回、全11事業の実施となると約2時間かかってしまうため、聞いているだけの参加者にとっては長く感じてしまうと思う。複数会場にして時間を短縮することも考えられるが、会場とスタッフ数から今回は難しいため、1会場での開催としたい。

委員：この案の3で実施する場合は、順番にブースを回るということか。全部の発表を聞くことはできないのか。

事務局：例えば、会場の四隅にブースを設置して、来場者は聞きたい内容のブースを選択して聞く。発表は同時に開始、決められた時間で終了し、発表後質問時間といった形で実施する。これを1事業2回行うことを想定している。全部の発表を聞くことはできない。

委員：参加者は交付団体が中心になることを考えると、交付団体にも聞ける時間があったらよいと思う。

委員長：その他に、市民活動サポートセンターの登録団体の方も御参加いただけると考える。発表団体は発表時にはブースにいるが、発表後は他のブースの発表を聞いて回ることは可能か。1回の発表時のブース数の想定はどのくらいか。

事務局：聞いて回ることは可能であると考えている。また、ブースの数は参加いただける団体数次第であるが、全参加団体の半分以上を1回の発表で設置したいと思っている。最大で1回5～6ブースの設置の可能性がある。

委員：ブースを作るときに活動のジャンルは考慮して振り分けるのか。

事務局：同じジャンルを固めると聞きたい内容が聞けない可能性があるなので、そういった点で考慮して振り分けたい。

副委員長：1団体の発表時間が取れ、全体に向けて発表するという形では無くなるので、質問などのやり取りが活発になるという利点があると感じた。

委員長：大勢の前で質問をするより、聞きやすいという利点は大きいと思う。多少会場はざわつくように思うが、一度実施しないとつかめないように感じる。

副委員長：大学でポスターセッションなどを行っているが、そのようなイメージで考えれば提案内容で実施可能だと考える。

委員：自分はポスターセッション方式も良いかと考えていた。団体には負担になってしまうかもしれないが、事業を模造紙1枚にまとめていただき、来場者が自分で読める形を用意する。模造紙の前には団体の人が待機していて、質問があればその場で聞くという形での開催はどうか。

委員長：団体に負担がかかることが気になる。

副委員長：以前、応援補助金の公開プレゼンテーションで模造紙発表を義務付けられたことがあった。

委員：今回の報告会では団体が模造紙を作成してくれるかによるが、模造紙作成などを義務付けにすると、団体に負担が大きく、参加いただけないところも出てきてしまうのでは

ないか。参加の依頼の際に、発表方法なども伝えることになるので、今回は最低限度のレベルに留めて参加いただくことに重点を置いた方が良いと思う。

事務局：案の1だと報告する団体に負担がかかる。案の2だと参加団体数が増えるとパネルディスカッションの良さが出にくく、また、コーディネーターの目処もたっていない。その中で、今回は案の3を試行的にという観点も含めて実施させていただきたいと考えている。

委員長：それでは平成23年度の市民活動応援補助金報告会は、案の3で実施するということではよろしいか。

⇒全委員了承

事務局：日時は7月31日18時30分～21時とさせていただいてよろしいか。

⇒全委員了承

今回の報告会は正式に推進委員会の活動に位置付けさせていただくことをご承知おきいただきたい。

■ 議題（2）「協働推進の指針」について

委員長：それでは次の議事に入る。（2）「協働推進の指針」について、資料に基づき、事務局から説明をお願いします。

（事務局 資料3、4により説明）

委員長：各委員から質問・意見があったら、お願いしたい。⇒無し

委員長：今後、各委員から提言をいただきながら、「協働推進の指針」の内容について検討していきたい。

■ 議題（3）協働推進に向けた委員提言

委員長：それでは次の議事に入る。（3）協働推進に向けた委員提言について、本日は工藤副委員長、神馬委員をお願いしている。最初に資料5に基づき、工藤副委員長から提言をお願いします。

副委員長：それでは発表させていただく。

責任を持った活動をするために平成19年にNPO法人になった、活動はその一年前から実施している。協働事業の経験は無いが、今までの経験を伝えることで、協働推進の指針作成に向けての議論のきっかけにしてほしい。

NPOなどの市民活動は、自分自身や地域の人々を対象に生活課題の解決や暮らし

の質 的向上を目的に、独自のミッションを持って活動している。そのような点をふまえて、NPO法人等、市民活動は広く公益性のある活動と言える。

市民活動応援補助金の審査においても公益性は一つの判断基準としていたが、広い意味で見るといずれの団体の活動も公益性がある。

市民活動には様々な活動領域があるが、NPO法人での活動領域では、現在20の領域がある。改定前は17領域であった。また、現在、小田原市の市民活動サポートセンターには約400団体が登録、市内に拠点を置くNPO法人は60ほどある。

私たちNPO法人サポートKAZEでは、神経難病という非常に希少な疾患に対して、適正な支援が行われて、重度の障害を持つ人も生きがいを持って生活できようサービスが行われるべきという課題を持って活動してきた。

その中で、資金不足、活動趣旨を理解・賛同して一緒に活動してくれるスタッフがなかなか集まらない、また、集まっても高齢の人が多く、活動の拠点も無いなどの問題を抱えていた。それらを解決するために様々なことを展開してきた。

定例会や講演会を費用のかからないサポートセンターや安価な生涯学習センターを利用して実施している。また、PR用のパンフレットを配架するにあたって、置いてもらえる公共施設を調べて、サポートセンターや社会福祉協議会を皮切りに今では事業所などにも置いてもらうなど、順次その配架先を増やしてきた。

その他に、自分たちと行政の抱えている課題は近いところがあるので、その解決のために行政に相談したいという気持ちがあり、行政と話がしたくて担当課へ行った。しかし、なかなか敷居の高いイメージがあり、自分たちの行っている活動を伝えるところまでしかできず、相談しにくかった。その後、回数を重ねたこともあり、担当者顔見知りになれ、今では話しやすくなったが、担当課を見つけて相談するということは思いのほか大変なことであった。

行政からは、講演会に際して、名義後援をもらったが、大きな効果は無いように感じた。また、各種統計データももらったがそれは大いに役立った。その他には、講演会の講師として市職員を派遣していただいたが、もっと行政のバックアップが欲しく、市民活動応援補助金にも応募して交付事業となった。また、これがきっかけで、他団体の活動に興味を持てるようになり、その活動を知ることや他団体とのネットワークを構築することができた。

市民活動のノウハウを教えてくれるところはどこか、活動当初は分からずにいたが、サポートセンターを知り、また、市民活動応援補助金を交付され、地域政策課との関

わりもでき、担当部署を紹介してもらおうなどした。その後、市の補助金の交付期間が終了し、今後の事業展開を検討する中で、まとまった支援をしてくれる先として、神奈川県が実施している「かながわ基金21」を知り、応募した。現在はその支援を受けている。

市の広報にも応援補助金交付団体として活動内容を紹介していただいた。また、市長の現場訪問として、市長にお越しいただきホームページにも掲載いただいた。

平成23年度には市の障がい福祉課からの委託事業も受託した。この経験も活かし、今後は行政と協働で、課題解決に向けて取り組みたい。その中で調査の実施やモデル事業になることを提案したいと考えている。

第1に、市民活動団体等の市民力を生かす仕組みが必要であると提案させていただく。市民活動推進条例第8条に市民活動の推進に関する事項が掲げられているが、これらを具現化するには、仕組みや相談窓口の設置など市としての体制作りが求められる。また、所管課や窓口の名称を市民活動をしている一般の市民が分かりやすくする必要があり。複数の所管にまたがる課題や所管が明確でない課題は縦割りにとらわれず相談をできる体制を作る。

市民活動に対して行政側から理解を深める努力をしてほしいと考える。例えば、行政の担当職員に市民活動応援補助金のプレゼンテーションなどを聞いてもらったり、職員の市民活動に対する意識が向上するような研修を行ったりすることで理解を深めることが可能なのではないかと考える。

第2に、市民活動団体の情報センターの設置が必要であると提案させていただく。市民活動応援補助金の報告に関する情報や協働事業の情報などを、市民が気軽に閲覧できるようにして、そこに行けば協働に関する情報が得られるような場が必要だと考える。

第3の提案として、委託、応援補助金、指定管理制度など協働には様々な形態があるが、その概要や活用方法を周知すべきであると考えている。また、公募によらない協働事業があれば、透明性や行政・団体のモチベーション向上のためにも、その理由を周知して公平かつ公正に実施すべきである。

第4に、市民提案型協働事業の実施が必要であると考えている。その理由として、協働事業を実施する上で、行政側からの視点だけで、「協働になじまない」「市民活動の特性を生かせる事業ではない」「行政が単独で担うべき事業である」と判断してしまうと、市民の立場に立った市民活動の視点や提案が生かされない。協働に取り組んでい

る部署と取り組んでいない部署がある中で、行政提案型協働事業のみでは、取り上げるテーマに偏りが出てしまう。担当部署が予算を計上して行くと、担当部署が実施したい方向にしか進めにくくなる。協働に対する事業費は別枠で確保することで、資金面で市民活動団体と担当課が対等の立場で事業を進めやすくなる。市民提案型協働事業を実施することで市民活動団体や市民のモチベーションが高まり、市民力の活性化が期待できる。

協働事業を進める上で重要な事項は、最終的に市民の公益に寄与する成果がどの程度上げられたかを適正に評価することである。しかし、最初の協議はもちろん、実施していくプロセスを共有しなければ、行政で適正な評価をすることはできないと考える。また、協働を進める上で踏まえる基本事項は、「対等な関係の保持」「課題認識と目的の共有」「プロセスの共有」「役割分担と責任分担の明確化」「相互理解の促進」「時限の設定」「公平性・公正性の確保」「透明性の確保」である。

委員長：今の提言に各委員から質問・意見があったら、お願いしたい。

委員長：市民提案型協働事業の実施について事務局に確認したい。

事務局：現在、平成25年度に事業を公募して、平成26年度から事業開始ができるよう調整中である。

事務局：資料に市民活動サポートセンターの役割強化とあるが、具体的な案はあるか。

副委員長：相談や協議の場を担当する部署が必要と考えた際に、市民活動サポートセンターという施設がその役割を担えないか。また、市民活動サポートセンターが市民団体から相談を受けて、行政の窓口を紹介するなどの機能を持ったらどうかと考える。

委員長：提案の二つ目で挙げた「市民活動団体の情報センター」も市民活動サポートセンターに担ってもらいたいものか。

副委員長：市が責任を持った上で、市民活動サポートセンターが担っても良い。行政がそこに加わることも良いと思うが、市のシステム的に難しいか。

事務局：小田原市は公設民営、平塚市は公設公営で行っており、それぞれに特色はあるかと思うが、行政が加わって運営することも可能だと考える。

委員長：現在のシステムで、提案していただいた情報センターを市民活動サポートセンターに設置することも可能ではないかと思う。開館日時の点からも市民活動サポートセンターに設置する利点は大きい。

委員長：続いて、神馬委員に資料6に基づき、提言をお願いする。

委員：それでは発表させていただく。

エコロジカルコミュニティあおいほしとして参加しているが、女性「華の会」同様、女性登録団体でもある。

団体は16年前に立ち上げた。下地となる活動はそれより前から実施していた。活動分野は「環境」である。それ以前に生活クラブという社会活動の盛んな生協で、合成洗剤ではなくせっけんを使おうという委員会に所属し活動していた。

何を市民活動と言うかを考えてみると、「個人の趣味にとどまらない活動」「公益性があって社会にとって有益な活動」だが、活動のきっかけは「おもしろそう」や「好き」などの興味からだとする。

お金をもらってする仕事・もらわない仕事、有償ボランティア・無償ボランティアなど、仕事とボランティアを貨幣価値の観点に置き換えると、無償で行っているボランティアは家庭内では太刀打ちできないので、貨幣価値とは違った価値観で家庭内の理解を得たい。

当初「協働」という単語について、官民の関係という意味だと思っていたが、企業との協働や大学などの学校との協働など、幅広い意味について考える必要があることがわかった。

様々な解釈があるが、協働を「コラボ（コラボレーション）」に置き換えると、最近良く使われている単語であり、自分自身も実施していることに気付きやすい。

数年前に、市に出された粗大ごみの家具を直して販売する拠点として「リサイクルプラザえこっと」という施設が公設民営で開設されていた。駅からも近く、ほぼ毎日開店していたことで、市民活動のPRや環境啓発も積極的に行える施設であった。このように行政が器を用意して、その運営を市民活動団体が担うなど様々な協働の形態があり、協働の担い手同士がそれぞれの持つ利点をうまく役割分担することが重要である。

行政と協働を進めるには「時間」がポイントになる。行政は「年度」という区切りで事業を行い、「予算」も前年度から計画しないと獲得できない。つまり、その時間を計算して準備をする必要がある。

市民活動団体はアンペイドワークが多いが、それを自己犠牲と思わずに自身の中で容認し、時間を有効に使いながらやって行くことが大事ではないか。

数年前に比べるとインターネットが進んだため、広報や情報整理がしやすく便利になったが、こういう分野は不得手な人も多い、このように協働の役割分担を行うには、不得意な部分を補い合える関係も必要である。また、自分たちの不得意な部分を理解

しておくことも大事である。

協働のまちづくりメールというものを小田原市がメールマガジンとして配信している。他にも市長のメールマガジンや、環境・防災・子育て・安心安全など様々なジャンルがあるので、こういったツールから情報を収集することも重要ではないか。

行政職員も家庭に帰れば「民」、その視点を持って業務に取り組んでほしい。

委員長：今の提言に各委員から質問・意見があったら、お願いしたい。

委員：小田原市は外から見て市民活動が進んで活発であると感じているが、提言を聞いていると現場ではなかなか難しい場面もあることが分かった。提言にもあった行政職員も職場を離れれば「民」という視点は大事だと思う。そういったことを今回作成するガイドラインにどこまで盛り込むことができるのかと考えると難しいと感じた。提言を聞き、課題を共有して皆さんと考えていきたい。

委員長：行政職員全体が、常に協働について意識して業務に取り組めるかが重要である。

委員：小田原市の広報には、協働や市民力をテーマにした記事が多く掲載されている。

委員：地域政策課の担当職員が、地域コミュニティの運営協議会を25の連合自治会で徐々に立ち上げようとしている。これは、各地域にある関係団体のネットワーク化を図ることを目的に、それぞれの持ち味を活かしていくという協働を推進していこうというものである。

自治会または自治会連合会が取り組もうとしている行事について、地域政策課の職員が必ず会議や事業に参加してくれている。そういった点から自治会では、行政との関わり方が以前とは大きく変わったと感じている。他の部署でもそのような関わりを持ってくれることで、推進委員会が目指すべき協働が進んで行くと思う。

委員長：本日の提言の要点は事務局にまとめていただきたい。また、次回の委員会での提言について、事務局から説明をお願いする。

事務局：次回については、市民活動の具体的な現場を御存知である二見委員から提言をいただく。

■ 議題（４）行政提案型協働事業について

委員長：それでは次の議事に入る。（４）行政提案型協働事業について、資料に基づき、事務局から説明をお願いする。

（事務局 資料7により説明）

委員長：各委員から質問・意見があったら、お願いしたい。⇒無し

委員長：また、行政提案型協働事業については平成23年度から実施しており、今年度は23年度に実施した事業について報告会を行うことになる。この件について、事務局から説明をお願いします。

事務局：報告会については、5月28日（月）16時15分～17時15分で開催させていただきたい。委員会については14時30分～16時として、同日開催をしたいと考えている。なお、部会に所属する委員にはそのままお残りいただき、18時～19時で平成24年度行政提案型協働事業のプレゼンテーションと審査を実施したい。

委員長：各委員から質問・意見があったら、お願いしたい。

副委員長：行政提案型協働事業の報告会に事業担当課の行政職員は同席するか。

事務局：発表は団体が行う予定だが、事業担当課の職員も発表席に同席し、両者に質問等できるようにする想定である。

委員長：それでは、これをもって第5回小田原市市民活動推進委員会を終了する。